

< 3 > 総務

1. 庁	舍	1
2. 山 口 市 組 織 機 構 図		3
3. 職 員 数 等		6
4. 給 与 ・ 報 酬 及 び 費 用 弁 償		7
5. 旅 費		15
6. 歷 代 市 長		16
7. 歷 代 副 市 長		16
8. 職 員 研 修		17
9. 市 稅 一 覧		19
10. 地 域 情 報 化 の 状 況		23
11. 電 子 計 算		24
12. 行 政 改 革		27
13. 防 災		29

1. 庁舎

(1) 本庁舎位置構造等

ア 位 置	山口市亀山町2番1号
イ 敷地の面積	21,449.67 m ²
ウ 建物の構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造り7階建
エ 建物の面積	延床面積 24,129.11 m ²
オ 工 期	自 令和5年3月 至 令和7年3月
カ 総 事 業 費	13,980,000千円
キ 施 工	建築工事 清水建設・シマダ・鴻城 土建工業特定建設工事共同企業体 電気設備工事 中電工・中国芝浦電子・ 星電業社特定建設工事共同企業体 機械設備工事 三建設備工業・白上水道 ・伊藤工務所特定建設工事共同企業体

(2) 本庁舎別館位置構造等

ア 位 置	山口市中央五丁目14番22号
イ 敷地の面積	4,506.45 m ²
ウ 建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ 建物の面積	庁舎棟延 3,510.41 m ²
オ 工 期	自 平成17年6月 至 平成17年8月
カ 総 事 業 費	42,662千円
キ 施 工	改修工事 株式会社古田組 電気設備工事 株式会社村田電気 機械設備工事 有限会社柴崎設備工業

(3) 小郡総合支所位置構造等

ア 位 置	山口市小郡下郷609番地1
イ 敷地の面積	18,616.80 m ²
ウ 建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ 建物の面積	庁舎棟延 4,783.91 m ² 付属建物 660.86 m ²
オ 工 期	自 昭和56年10月 至 昭和57年9月
カ 総 事 業 費	1,154,115千円
キ 施 工	防長・山陽・旭・山口共同企業体

(増築)

ア 建物の構造	鉄骨造り
イ 建物の面積	庁舎棟延 5.00 m ²
ウ 工 期	自 平成4年1月 至 平成4年3月
エ 総 事 業 費	1,441千円
オ 施 工	山陽建設工業株式会社

(増築)

ア 建物の構造	鉄骨造り
イ 建物の面積	庁舎棟延 21.00 m ²
ウ 工 期	自 平成12年12月 至 平成13年3月
エ 総 事 業 費	6,878千円
オ 施 工	防長建設工業株式会社

(4) 秋穂総合支所位置構造等

ア 位 置	山口市秋穂東6570番地
イ 敷地の面積	10,696.00 m ²
ウ 建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ 建物の面積	庁舎棟延 4,125.69 m ² 付属建物 480.51 m ²
オ 工 期	自 平成3年6月 至 平成4年5月
カ 総 事 業 費	1,084,780千円
キ 施 工	戸田建設・澤田建設共同企業体

(5) 阿知須総合支所位置構造等

ア 位 置 山口市阿知須 2743 番地
イ 敷地の面積 9,941.15 m²
ウ 建物の構造 鉄筋コンクリート造り 2階建
エ 建物の面積 庁舎延床 3,009.18 m²
オ 工 期 自 令和2年10月
至 令和4年1月
カ 総 事 業 費 1,844,391 千円
キ 施 工 山口建設・縁建設・五十鈴工業特定建設工事共同企業体

電気設備工事
中国芝浦電子株式会社
機械設備工事
有限会社 伊藤工務所

(6) 徳地総合支所位置構造等

ア 位 置 山口市徳地堀 1561 番地 1
イ 敷地の面積 13,199.62 m²
ウ 建物の構造 鉄筋コンクリート造り 2階建
エ 建物の面積 庁舎棟延 2,746.96 m²
オ 工 期 自 令和2年12月
至 令和4年4月
カ 総 事 業 費 2,273,439 千円
キ 施 工 防長建設工業・磯部工業・古田組特定建設工事共同企業体

(7) 阿東総合支所位置構造等

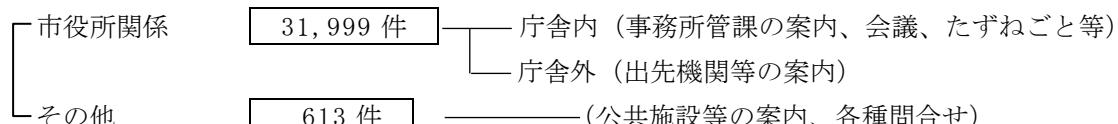
ア 位 置 山口市阿東徳佐中 3417 番地 2
イ 敷地の面積 4,035.14 m²
ウ 建物の構造 鉄筋コンクリート造り 2階建
(一部鉄骨造)
エ 建物の面積 庁舎棟延 633.47 m²
オ 工 期 自 昭和54年11月
至 昭和55年3月
カ 総 事 業 費 67,641 千円
キ 施 工 前田建設工業株式会社

(増築)
ア 建物の構造 鉄筋コンクリート造り 2階建
イ 建物の面積 庁舎棟延 962.23 m²
ウ 工 期 自 平成4年7月
至 平成5年5月
エ 総 事 業 費 290,816 千円
オ 施 工 池田建設工業株式会社

(改修・増築)

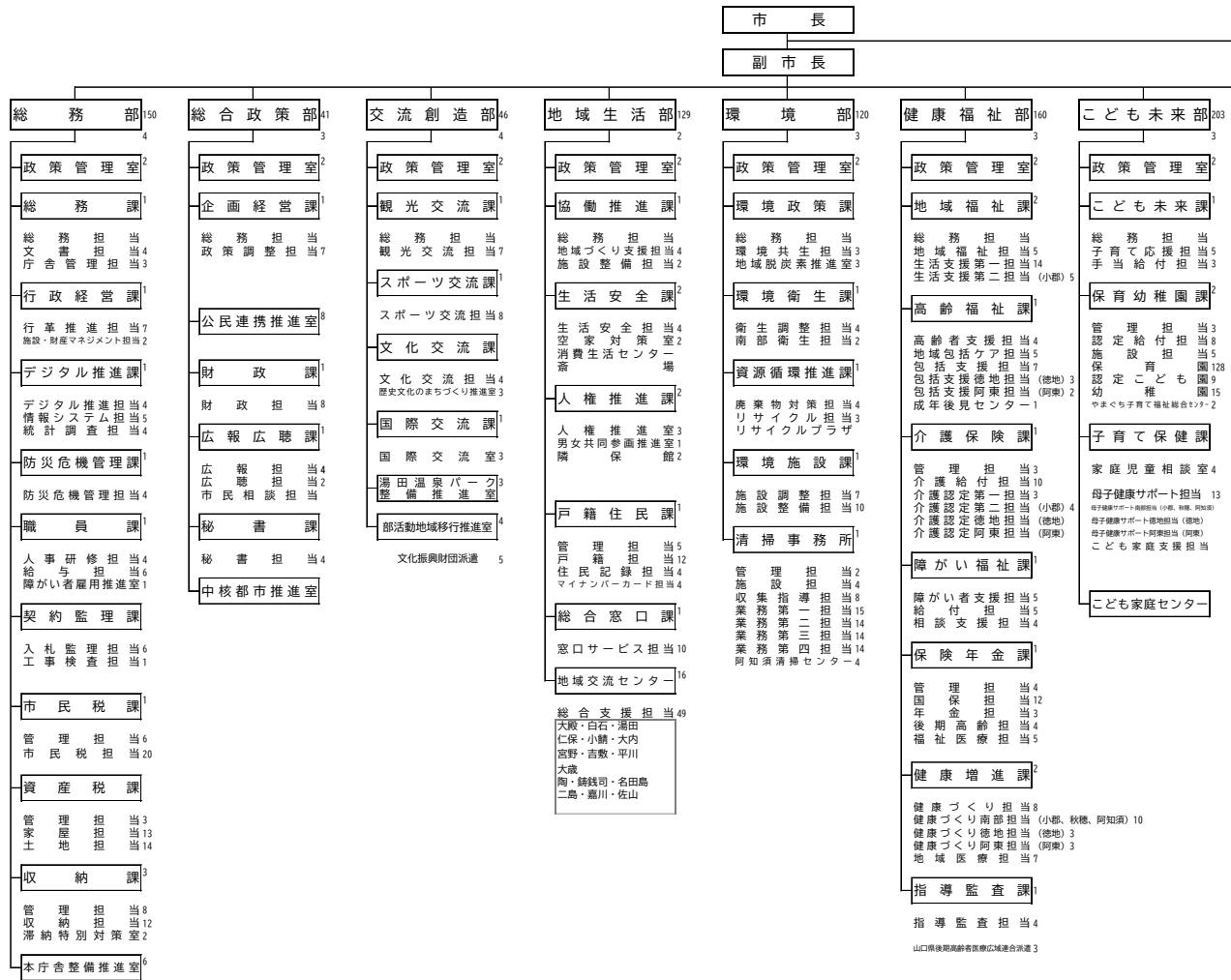
ア 建物の構造 鉄骨造り 2階建
イ 増築面積 庁舎棟延 148.27 m²
ウ 工 期 自 平成27年6月
至 平成28年2月
エ 総 事 業 費 107,771 千円
オ 施 工 改修・増築工事
シマダ株式会社

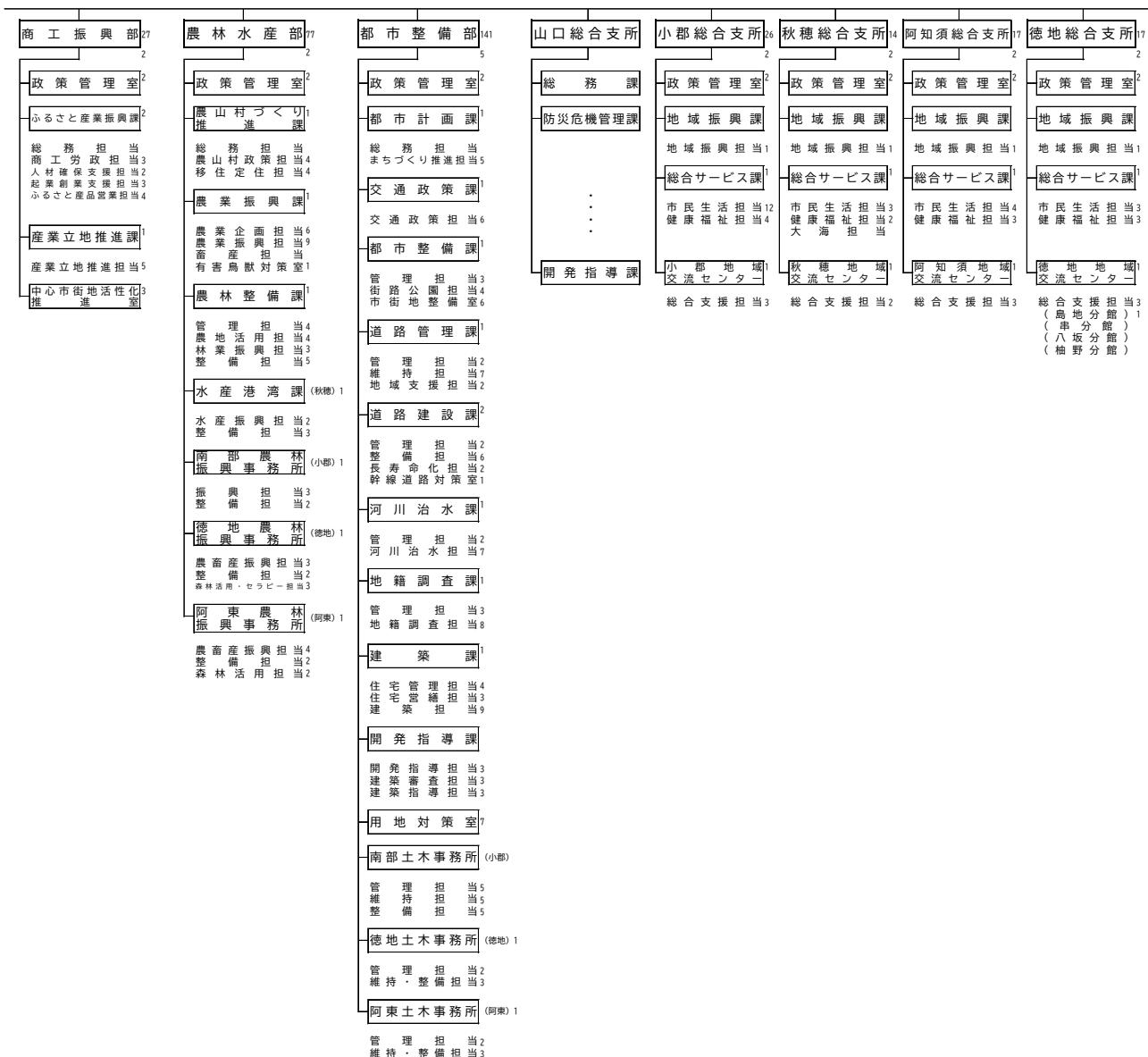
(8) 窓 口 案 内

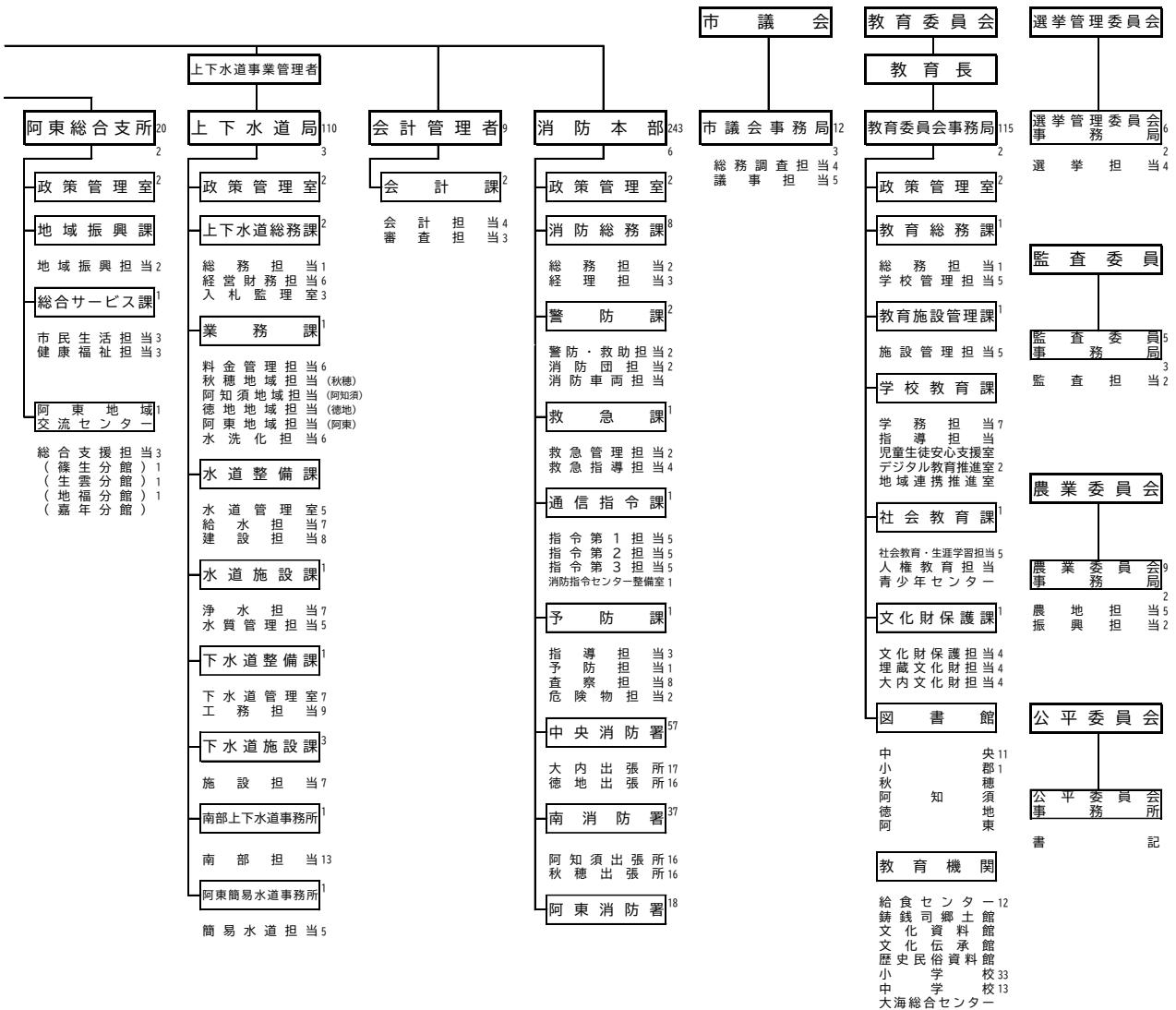


2. 山口市組織機構図 (令和7年4月1日)

職員数 1,698 人







部局別	職員数
市長事務部局	1,183
教育委員会事務局	130
市議会事務局	12
選挙管理委員会事務局	6
監査委員事務局	5
公平委員会事務所	0
農業委員会事務局	9
消防本部	243
公営企業の事務部局	110
合計	1,698

※組織図上の幼稚園の職員数は教育委員会事務局に含む

3. 職員数等

(1) 職員の定数及び現員数

(令和7年4月1日現在)

	(定 数)	(現 員)
① 市長の事務部局の職員	1,172 人	1,183 人
② 公営企業（水道事業及び公共下水道事業） の事務部局の職員	118	110
③ 議会の事務部局の職員	11	12
④ 選挙管理委員会の事務部局の職員	6	6
⑤ 監査委員の事務部局の職員	5	5
⑥ 公平委員会の事務部局の職員	1	0
⑦ 農業委員会の事務部局の職員	10	9
⑧ 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	140	130
⑨ 消防本部の職員	249	243
計	1,712	1,698

現員には、山口市職員定数条例第4条の定数外職員を含む。

(2) 職種別平均給与調

(令和7年4月1日現在)

区分	職員数	1人当たり平均月額（円）				月額総額（千円）			
		基本給	扶養手当	住居手当	通勤手当	基本給	扶養手当	住居手当	通勤手当
一般職員	1,694	338,200	10,100	6,000	9,600	572,911	17,110	10,164	16,263
一般行政職	936	346,100	9,700	6,500	8,600	323,950	9,080	6,084	8,050
税務	81	301,000	7,300	6,100	8,600	24,381	592	495	697
薬剤師・医療技術	3	374,600	12,700	0	8,500	1,124	39	0	26
看護保健	54	329,200	7,200	3,800	12,800	17,777	389	206	692
福祉	120	295,900	4,100	6,100	10,700	35,508	492	732	1,284
消防職	240	342,400	17,300	3,900	12,700	82,176	4,152	936	3,048
企業	111	351,500	9,200	7,900	8,200	39,017	1,022	877	911
技能労務	149	329,000	8,400	5,600	10,000	49,021	1,252	835	1,490
教育公務員	20	321,400	6,900	2,700	9,000	6,428	138	54	180

4. 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給与

職名	給与 金額(円)	施行年月日
市長	990,000	平成17年10月1日
副市長	810,000	〃
教育長	712,000	〃
上下水道事業管理者	706,000	〃
常勤の監査委員	515,000	〃

(2) 報酬及び費用弁償

(令和7年4月1日現在)

区分	現行額(円)	区分	現行額(円)
教育委員会委員	月額 91,000	選挙長	1回につき 10,800
農業委員会会長	〃 51,800 に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	投票所の投票管理者	日額 12,800以内
		期日前投票所の投票管理者	日額 11,300以内
		開票管理者	1回につき 10,800
農業委員会会長	〃 38,300 に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	投票所の投票立会人	日額 10,900以内
職務代理人		期日前投票所の投票立会人	〃 9,600以内
		指定病院等における不在者	
農業委員会委員	〃 29,000 に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	投票の外部立会人	〃 10,900以内
		開票立会人及び選挙立会人	1回につき 8,900
		介護認定審査会委員	日額 20,300
農地利用最適化推進委員	〃 29,000 に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	自立支援認定審査会委員	〃 20,300
		山口市特別職報酬等審議会委員	日額 7,400
選挙管理委員会委員長	月額 52,800	公務災害補償等認定委員会委員	〃 7,400
選挙管理委員会委員	〃 46,600		
選挙管理委員会補充員	日額 6,000	公務災害補償等審査会委員	〃 7,400
非常勤監査委員(議見)	月額 255,000	山口市退職手当審査会委員	〃 7,400
〃(議選)	〃 38,500	山口市情報公開審査会委員	〃 6,700
公平委員会委員長	〃 38,300	山口市個人情報保護審査会委員	〃 6,700
公平委員会委員	〃 37,300		
固定資産評価員	日額 7,300	山口市環境審議会委員	〃 6,700
固定資産評価審査委員会委員	〃 6,700	山口市環境審議会特別委員	〃 6,700

報酬・費用弁償 区分	現行額(円)	報酬・費用弁償 区分	現行額(円)
山口市放置自動車廃物 判定委員会委員	〃 6,700	山口市保育施設等 事故検証委員会委員	〃 6,700
山口市都市計画審議会委員	〃 6,700	山口市湯田温泉配給 委員会委員	〃 4,900
山口市建築審査会委員	〃 6,700	山口市湯田温泉対策 審議会委員	〃 4,900
山口市景観審議会委員	〃 4,900	山口市勤労青少年ホーム運営委員	〃 3,900
山口市防災会議委員	〃 4,900	山口市徳地山村開発センター 運営協議会委員	〃 5,600
山口市国民保護協議会委員	〃 4,900	林野委員	〃 4,900
山口情報芸術センター 企画運営会議委員	〃 4,900	官行造林看守人	年額 20,500
山口市協働のまちづくり 推進委員会委員	〃 4,900	土地区画整理審議会委員	日額 4,900
山口市生活安全対策 審議会委員	日額 4,900	土地区画整理評価員	〃 4,900
山口市空家等対策 協議会委員	日額 6,700	山口市営住宅入居者 選考委員会委員	日額 7,400
山口市人権施策推進 審議会委員	〃 4,900	山口市青少年 問題協議会委員	日額 4,900
山口市男女共同参画推進 審議会委員	〃 4,900	青少年指導員 1号	年額 37,200
山口市男女共同参画推進 審議会委員	〃 4,900	青少年指導員 2号	〃 18,600
隣保館運営審議会委員	〃 4,900	環境美化協力員	年額 25,000
山口市住居表示審議会委員	日額 4,900	山口市立小学校及び 中学校通学区域審議会委員	日額 4,900
国民健康保険 運営協議会委員	〃 4,900	学校医・学校歯科医	
介護相談員	〃 5,800	小学校及び中学校	年額 210,000
山口市交通指導員	月額 14,500	幼稚園及び認定こども園	〃 105,000
山口市廃棄物減量等 推進審議会委員	日額 4,900	学校薬剤師	
福祉事務所嘱託医	月額 98,000	小学校及び中学校	〃 129,200
福祉事務所精神科嘱託医	月額 42,000	幼稚園	〃 64,600
老人ホーム入所判定 審議会委員	日額 4,900	認定こども園	〃 96,600
民生委員推薦会委員	日額 4,900	山口市教育支援 委員会委員	日額 7,400
保育園医	年額 105,000	山口市いじめ問題対策連絡 協議会委員	日額 4,900
保育園歯科医	〃 105,000	山口市いじめ問題調査委員会委員	〃 6,700
保育園薬剤師	〃 32,000	山口市いじめ調査検証委員会委員	〃 6,700
児童館嘱託医	〃 71,000	山口市社会教育委員	〃 4,900
山口市子ども・子育て会議委員	日額 4,900	山口市立図書館協議会委員	日額 4,900

報酬・費用弁償 区分	現行額 (円)	報酬・費用弁償 区分	現行額 (円)		
山口市人権教育推進委員	〃 4,900	産業医	1号	月額	90,000
山口市文化財審議会委員	〃 7,400		2号	〃	55,000
文化財保護指導員	月額 15,700		3号	〃	45,000
山口市小郡文化資料館運営委員会委員	日額 7,400		4号	〃	35,000
山口市スポーツ推進委員	〃 4,900	専門委員	1号	日額	9,200
山口市鳥獣被害対策実施隊員 班長	年額 6,000		2号	月額	30,200
班長(被害防止活動への従事)	〃 3,000		3号	〃	84,900
班員(被害防止活動への従事)	日額 2,000		4号	〃	108,700
	〃 2,000		5号	〃	145,900

(3) 初任給基準表

職種	学歴区分	初任給(円)
事務・技術・消防	大学卒	227,500
	短大卒	209,200
	高校卒	196,200
保育士・幼稚園教諭	短大卒	215,400
技能労務職員	高校卒	199,100

(4) 会計年度任用職員職種別基準表

(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

職種	基礎号給 (会計年度任用職員)	給料月額	時給
一般行政事務	1級 1号	185,100	1,137
図書館司書 学校司書 栄養士 介護福祉士	1級 9号	196,200	1,205
幼稚園教諭 保育士 保育教諭 児童厚生員 隣保館生活指導員 補助教員 日本語指導補助員 少年安全サポート員 教育相談補助員 情報教育支援補助員 芸術文化相談専門員 家庭教育支援補助員 児童文化センター指導員 消費生活相談員	1級 13号	202,700	1,245

職種	基礎号給 (会計年度任用職員)	給料月額	時給
看護師 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 介護支援専門員 介護認定調査員 障害支援区分認定調査員 福祉総合相談窓口専門員 家庭児童相談員 母子・父子自立支援員 安全確認員	1級 17号	209,200	1,285
保健師 助産師 管理栄養士 社会福祉士 精神保健福祉士 芸員 教育相談員 情報教育支援員 埋蔵文化財発掘調査作業員	1級 21号	215,400	1,323
一般行政事務(相当の知識・経験を必要とする職) 認定こども園長 C.S.アドバイザー 情報教育支援アドバイザー 生徒指導支援アドバイザー 部活動コーディネーター 路傍塾コーディネーター 図書館長 給食センター長 隣保館長 歴史民俗資料館長	2級 1号	232,000	1,425

(5) 会計年度任用技能労務職員職種別基準表

(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

職種	基礎号給 (会計年度任用技能労務職員)	給料月額	時給
塵芥収集作業員			
給食調理員	1級 1号	187,300	1,150
校務事務員			
その他これに準ずるもの			

(6) 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

名称	手当の支給対象	手当の支給額
税務事務従事手当	(1) 収納課に勤務し、市税の滞納処分又は外勤徴収事務に従事する職員 (2) 市民税課、資産税課又は収納課に勤務し、市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員(滞納処分又は外勤徴収事務に従事する職員を除く)	(1) 月額 6,000円 (2) 月額 3,000円
福祉事務手当	(1) 地域福祉課に勤務し、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく現業を行うため常時外勤する職員 (2) 高齢福祉課又は障がい福祉課に勤務し、福祉六法の現業を行うため常時外勤する職員 (3) 子育て保健課家庭児童相談室に勤務し、常時外勤する保健師又は社会福祉士	(1) 月額 9,000円 (2) 月額 7,000円 (3) 月額 7,000円
行旅病人及び死亡人取扱手当	行旅病人の救護 1件につき 2,000円 行旅死亡人の収容 1件につき 5,000円	行旅病人の救護 1件につき 2,000円 行旅死亡人の収容 1件につき 5,000円
感染症防疫等業務手当	(1) 家畜等の伝染性疾病的防疫に従事した職員 (2) 感染症予防のための薬剤散布に従事した職員	(1) 日額 300円 (2) 日額 200円 (いざれも1日の外勤時間が3時間以上)
死犬猫処理手当	死犬猫の処理に従事した職員	1件につき 400円
有害鳥獣捕獲等業務手当	わな獵免許を有し、有害鳥獣の捕獲又は殺処分の業務に従事した職員(※1)	日額 500円

名 称	手当の支給対象	手当の支給額
環境衛生業務手当	(1) じんかいの収集又は処理作業に従事した職員 ごみ焼却業務に従事した職員 (2) 常時じんかいの収集又は処理作業に従事した職員 常時ごみ焼却業務又はし尿処理業務に従事した職員	(1) 1勤務 500円 (2) 1勤務 700円 (いずれも1日の作業時間が3時間以上)
保健指導手当	保健指導のため外勤する職員	月額 3,000円
現 場 手 当	・土木、建築又は耕地の現場監督又は現地調査に従事した職員 ・市有財産の管理、工事設計又は境界確認のための測量又は現地調査に従事した職員 ・農産物の技術指導のための作業に直接従事した職員 ・農地の現地調査に従事した職員 ・埋蔵文化財の発掘作業に従事した職員 ・開発指導、建築審査又は建築指導業務に従事した職員 ・造林、林道又は境界確認の測量のための伐開作業に直接従事した職員	日額 300円 (いずれも1日の作業時間が3時間以上)
保 育 士 手 当	保育園に勤務する保育士	月額 4,500円
保 育 教 諭 手 当	認定こども園に勤務する保育教諭	月額 4,500円
介 護 福 祉 手 当	介護保険課に勤務する介護福祉士、保健師又は社会福祉士、その他要介護認定調査業務に従事する職員	月額 3,000円
用 地 交 渉 手 当	土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額 500円 (交渉時間が1日3時間以上)
消防作業手当	(1) 消防業務に従事する職員 (2) 救急出場に従事した職員 (3) 水火災出場に従事した職員 (4) 潜水作業に従事した職員 (5) 救助出場に従事した職員 (6) 高所作業に従事した職員 (※2)	(1) 月額 3,500円 (2) 1件につき 300円 (3) 1件につき 400円 (4) 1件につき 450円 (5) 1件につき 700円 (6) 1件につき 450円
	正規の勤務時間(休日等で勤務に専念する義務を免除される時間を除く。)に引き続かない時間において緊急の呼び出しにより勤務を命ぜられた職員(管理職手当を受けない職員に限る。) (※3)	1件につき 1,000円 (その勤務が3時間未満の場合にあっては、500円)
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事した職員 (深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。)	1当務につき 520円 (その勤務に含まれる深夜における勤務が2時間に満たない場合にあっては、410円)

名 称	手当の支給対象	手当の支給額
交 替 勤 務 手 当	消防本務に勤務し、交替制勤務に従事した職員	1 当務につき 700円
高 壓 ガ ス 充 て ん 作 業 手 当	直接高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した職員	日額 300円
救 急 救 命 士 手 当	高度専門的応急処置を要する救急業務に従事した職員	1 件につき 400円
災 害 応 急 作 業 等 手 当	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急作業等に従事した職員	従事した1日につき 1,080円 (災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき設定され、立ち入り禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合は、100分の100を乗じて得た額を加算)

(※1) 「わな猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項のわな猟免許をいう。

(※2) 高さ10メートル以上の足場不安定な場所で消防作業に従事した職員

(※3) その勤務する時間帯の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までであり、かつ、同一の月における2回目以降のものに限り支給する。

5. 旅 費

鉄道賃	運賃	実費
	急行料金	公務のため特に必要な場合、実費支給
	寝台料金	
	座席指定料金	
	その他付随する費用	
船賃	運賃	階級を設けていない場合は実費 等級を2階級に区分する場合は下級の運賃 等級を3階級に区分する場合は中級の運賃
	急行料金	公務のため特に必要な場合、実費支給
	寝台料金	
	座席指定料金	
	その他付随する費用	
航空賃	運賃	実費
	座席指定料金	
	その他付随する費用	
その他の交通費	鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する実費 (私有自動車の場合は1kmにつき30円)	
宿泊費（一夜につき）	別途条例で定める宿泊費基準額内における実費	
包括宿泊費	移動に係る交通費及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額	
宿泊手当（一夜につき）	2,400円（減額調整あり）	
転居費	実費	
着後滞在費	5夜分を限度とし、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額	
家族移転費	(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額 (2) (1)に該当しない場合かつ赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合には、(1)に準じて算定した額	
在勤地内の旅行の旅費	2km以上の旅行で交通機関を必要とする場合は、公用の交通機関若しくは回数乗車券を利用することができない場合に限りこれに要する鉄道賃及びその他の交通費の実費 公務の必要、天災その他やむを得ない事情で宿泊する場合、宿泊費基準額の範囲内の実費	

6. 歷代市長

(令和7年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺 純忠	平成17年11月13日	令和3年11月12日
伊藤 和貴	令和3年11月13日	現在

7. 歷代副市長

(令和7年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日
吉田 正治	平成18年 1月 1日 (助役) 平成19年4月1日～ 副市長	平成28年 3月31日
伊藤 和貴	平成28年 4月 1日	令和3年 9月22日
田中 和人	令和4年 1月 1日	現在

8. 職員研修

(1) 一般研修

コース名	対象	人数
課長級課程研修	令和6年度課長級昇任者他	20
課長補佐級課程研修	令和6年度課長補佐級昇任者他	30
係長級課程研修	令和6年度係長級昇任者他	24
中堅職員II部課程研修	平成27年度採用者他	17
中堅職員I部課程研修	平成31年度採用者他	42
若手職員課程研修	令和4年度採用者他	53
新規採用職員(前期)課程	令和6年度採用者	47
新規採用職員(中期)課程	令和6年度採用者	46
新規採用職員(後期)課程	令和6年度採用者	45
合計		324

(2) 特別研修

研修名	対象者	人数	講師
新規採用職員指導員フォローアップ研修(4月18日)	新規採用職員指導員	39	有限会社ケイ・アンド・ワイ： 村上 紀子
議会対応事務研修(4月22日)	採用10年目以上の職員	29	総務課文書担当職員
人事評価システム評価者研修(5月15日)	課長級職員	20	株式会社ぎょうせい：江上 厚
文書・契約・会計事務初任者研修(5月18日)	全職員	51	総務課・契約監理課・会計課職員
接遇研修(5月23日、24日)	会計年度任用職員	36	有限会社ケイ・アンド・ワイ： 村上 紀子
接遇レベルアップ研修(7月18日)	係長級職員	67	株式会社JALスカイ九州
クレーム対応(基本)研修(7月26日)	係長級職員	106	株式会社インソース： 長岡 浩之
キャリアデザイン研修(9月30日)	入庁5・6年目の20歳代職員	59	株式会社インソース： 梶原 多真季

研修名	対象者	人数	講師
ハラスメントの理解・対応研修 (8月28日)	主任級以下職員	7 9	後藤コンプライアンス法律事務所 ：荻野 泰三
コンプライアンス研修 (8月31日)	一般職員	1 5 7	弁護士法人東町法律事務所： 中村 健人
アンガーマネジメント研修 (10月11日)	係長級職員	1 6 2	有限会社ケイ・アンド・ワイ： 秋穂 由香
精神・発達障害者しごとサポート 養成講座 (10月31日)	課長補佐級以下 の職員	1 7 1	山口公共職業安定所： 岡本 直子
モチベーションアップ研修 (1月30日)	係長級昇任1～ 3年目	6 1	株式会社行政マネジメント研究所 ：紅林 佳子
やさしい窓口対応研修 (障がい福祉 課共催) (1月31日)	課長補佐級以下 の職員	1 5 6	点訳すぎなの会：平田 真由美
合 計		1, 6 2 0	

(3) 派 遣 研 修

研修名	コース数	日数	人数
山口県ひとつくり財団	3 4	1～2	5 8
市町村職員中央研修所	7	5～11	7
市町村国際文化研修所	1 1	3～11	1 1
全国建設研修センター	5	3～5	5
自治大学校	1	第2部課程	1
合 計	5 8		8 2

(4) 自 己 啓 発 研 修

資格取得助成金交付者数 4名

9. 市 稅 一 覧

概要	課税客体・納稅義務者	賦課期日
市 民 税	<p>○市内に住所を有する個人（均等割、所得割）</p> <p>○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）</p> <p>●市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割）</p> <p>●市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割）</p>	1月1日（個人） 事業年度の末日現在（法人）
固 定 資 産 税	<p>土地 家屋 償却資産</p> <p>当該固定資産の所有者</p>	1月1日

課税標準及び税率		申告期間	納期
○個人均等割 3,000 円 ○個人所得割 6% ●法人均等割			
		○ (個人) 申告書の提出 3月 15 日まで 給与支払報告書 の提出 1月 31 日まで	○ (個人) 普通徴収 第1期 6月 16 日 ～6月 30 日 第2期 8月 16 日 ～8月 31 日 第3期 10月 16 日 ～10月 31 日 第4期 1月 16 日 ～1月 31 日 特別徴収 (給与) 12回 (6月～翌年5月) 特別徴収 (年金) 6回 仮徴収 4・6・8月 本徴収 10・12・2月
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないものの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 50,000 円	● (法人) 法人税申告期限	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000 円		● (法人) 申告のとき
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超える1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000 円		
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超える1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000 円		
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超える10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000 円		
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超える10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000 円		
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000 円		
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超える50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000 円		
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000 円		
●法人税割 (制限税率) 平成26年9月30日までに開始する事業年度 14. 7% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度 12. 1% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 8. 4%			
地方税法に特別の定めのあるものを除き課税標準額の1.4% 免税点 土 地 300,000 円 家 屋 200,000 円 償却資産 1,500,000 円	償却資産の申告 1月 31 日まで	固定資産税 第1期 4月 16 日～4月 30 日 第2期 7月 1 日～7月 31 日 第3期 12月 1 日～12月 26 日 第4期 2月 1 日～2月末日	

※納期については最終日が休みに重なる場合、翌開庁日が納期限となる。

概要	課税客体・納稅義務者	賦課期日
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 小型特殊自動車 軽自動車 二輪の小型自動車 } 所有者又は使用者	4月1日
(環境性能割)	3輪以上の軽自動車で取得価格が50万円を超える車両(新車・中古車問わず)を取得した者 ※申告の受付、賦課徴収は当分の間、県が行う。	
市たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者	毎月
特別土地保有税	土地の所有者又は取得者 ※平成15年度以降新規課税停止	(保有) 1月1日 (取得) 1月1日 7月1日
都市計画税	土地 } 都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者 家屋	1月1日
交付金	国、地方公共団体所有の固定資産で国、地方公共団体貸付資産等	
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	毎月

課税標準及び税率	申告期間	納期
<p>原動機付自転車</p> <p>第一種 一般原付 50cc以下 年額 2,000円</p> <p>第一種 一般原付 125cc以下かつ高出力4.0kw以下 年額 2,000円</p> <p>第一種 特定原付 0.6kw以下 年額 2,000円 (R5.7.1施行)</p> <p>第二種 乙 90cc以下 " 2,000円</p> <p>第二種 甲 125cc以下 " 2,400円</p> <p>ミニカー " 3,700円</p> <p>(3輪以上で20cc超~50cc以下)</p>	○取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内	
<p>小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 年額 2,400円</p> <p>その他のもの " 5,900円</p> <p>2輪の小型自動車 250cc超 年額 6,000円</p> <p>軽自動車</p> <p>2輪 125cc超~250cc以下 年額 3,600円</p> <p>3輪 50cc超~660cc以下 " 3,900円 3,100円 4,600円</p> <p>4輪 50cc超~660cc以下</p> <p>乗用 営業用 年額 6,900円 5,500円 8,200円</p> <p>" 自家用 " 10,800円 7,200円 12,900円</p> <p>貨物 営業用 " 3,800円 3,000円 4,500円</p> <p>" 自家用 " 5,000円 4,000円 6,000円</p>	○廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月16日~5月31日
令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規登録し一定の環境性能を有する車両(軽課)		
<p>概ね75%軽減</p> <p>3輪のもの 営業用 年間 1,000円 2,000円 3,000円</p> <p>その他 " 1,000円</p> <p>4輪のもの 乗用 営業用 年間 1,800円 3,500円 5,200円</p> <p>" 自家用 " 2,700円</p> <p>貨物 営業用 " 1,000円</p> <p>" 自家用 " 1,300円</p>		
令和2年10月1日~令和3年9月30日まで 6,122円/1,000本 令和3年10月1日~ 6,552円/1,000本	翌月末日まで	翌月末日まで
<p>課税標準、土地の取得価格</p> <p>税率 (保有分) 1.4% (取得分) 3%</p> <p>(免税点) 保有 1月1日現在 取得 賦課期日前1年以内 } 合計面積 5,000 m²未満</p> <p>(控除) 固定資産税、不動産取得税の相当税額を本税額より控除する。</p>	保有分 1月1日~5月31日 取得分 1月1日~2月末日 7月1日~8月31日	申告納付 保有分 5月31日 取得分 2月末日 8月31日
課税標準額の0.25%、0.15%		固定資産税の納期と同じ
交付金 算定標準額の1.4% (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 前年の3月31日現在において国有財産台帳に記載された価格による。		交付金 毎年 6月30日
入湯客 宿泊する者1人1泊 150円、宿泊しない者1人1日 50円	翌月15日まで	翌月15日まで

※納期については最終日が休みに重なる場合、翌開庁日が納期限となる。

10. 地域情報化の状況

(1) 都市型CATV事業

- ① 名 称 都市型CATV
- ② 事業主体 山口ケーブルビジョン株式会社
- ③ 経 緯 平成5年12月山口・小郡地域サービス開始
平成19年12月山口市内全域でCATVインターネットサービス提供
平成20年3月山口市内全域でCATV視聴可能
- ④ 内 容 TV放送の再放送、自主放送及びCATVインターネットサービスの提供
・基本契約 地元民放3波、区域外民放2波、NHK2波、コミュニティチャンネル1波、FMラジオ放送3波
・サービスチャンネル NHK衛星放送1波、民放BSデジタル13波、CS放送10波
デジタル放送
【スタンダード】 ・基本契約8ch ・サービスチャンネル24ch
【プラス】 25ch
【プラス ONE HD】 48ch
【ペイチャンネル】 60ch
【4K放送】 6ch
CATVインターネット
【20Mコース】 上り 2Mbps 下り 20Mbps
【40Mコース】 上り 4Mbps 下り 40Mbps
【320Mコース】 上り 40Mbps 下り 320Mbps
【VDSLサービス】 上り 384kbps 下り 8Mbps
CATVインターネット(FTTHエリア順次拡大中)
【30Mコース】 上り 30Mbps 下り 30Mbps
【1Gコース】 上り 1Gbps 下り 1Gbps
【10Gコース】 上り 10Gbps 下り 10Gbps

⑤ 利用状況

(加入数)

	ケーブルテレビ	ケーブルインターネット
令和7年3月末	84,911	17,663

11. 電子計算

(1) 統括管理システム端末配置状況

(単位:台)

	基幹系業務	情報系業務	合計
令和6年度	601	1,929	2,530

(3月末現在)

(2) 情報システムの概要

大区分	小区分	情報システム名
統括管理システム	基幹系業務	総合行政システム
		保健福祉総合・公営住宅管理システム
		介護保険事務支援システム
		後期高齢者医療事務支援システム
		戸籍総合システム
		住民基本台帳ネットワークシステム
	情報系業務	文書管理システム
		電子決裁システム
		LGWAN文書交換システム
		人事給与システム
		庶務事務システム
		共通基盤システム
		グループウェアシステム
		構成管理システム
		ファイルサーバーシステム
		財務会計システム
	個別管理システム	公的個人認証システム
		例規執務サポートシステム
		LoGoチャット
		LoGoフォーム
		地図共有システム
		やまぐち電子申請サービス
		ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス
		山口市公式LINE情報配信サービスシステム
		窓口支援システム
		震度情報ネットワークシステム
		一斉同報配信サービス(スピーキャンライデン)
		MCA同報系システム
		減災コミュニケーションシステム

大区分	小区分	情報システム名
個別管理システム		避難行動要支援者管理システム
		山口市職員採用システム
		山口市工事成績評定管理システム
		電子入札システム
		軽自動車税検査情報市区町村提供システム
		共通納税インターフェイスシステム（I F S）
		国税連携システム
		課税資料O C Rシステム
		税務地図情報システム
		家屋評価システム
		W e b 口座振替受付サービス
		コンビニ収納サービス
		e L T A Xシステム
		山口市行政経営システム
		公式W e b サイト用公開W e b サーバ・コンテンツマネジメントシステム
		同和資金貸付管理システム
		コンビニ交付システム
		申請書作成支援システム
		住民異動受付支援システム
		窓口混雑状況配信等システム
		券面プリントシステム
		畜犬管理システム
		面的評価支援システム
		山口市指定収集袋管理システム
		ごみ減量化システム
		一般廃棄物関連業者管理システム
		施設台帳システム
		粗大ごみ受付管理システム
		福祉総合システムふれあい「生活保護システム」
		福祉総合システムふれあい「中国残留邦人支援給付システム」
		福祉総合システムふれあい「番号制度連絡ユニット」
		生活保護等版レセプト管理システム
		被保護者健康管理支援事業システム
		生活保護訪問支援システム
		財産調査ワンストップサービス
		p i p i t L I N Qサービス
		在宅支援ネットワークシステム

大区分	小区分	情報システム名
個別管理システム		地域包括支援センターシステム
		伝送・通信ソフト
		認定ソフト2021
		認定審査会支援システム
		請求審査システム
		KDBシステム
		コクホ・ラインシステム
		国保保険者間ネットワークシステム
		ねんきんネット
		山口県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
		特定健診等データ管理システム
		国保総合システム
		国保情報集約システム
		健康管理システム
		メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」
		保育業務支援システム
		児童家庭相談システム
		山口市ふるさと納税管理システム
		農家・耕地情報管理システム
		認定農業者経営改善管理システム
		森林情報管理システム
		やまぐち森林情報公開システム
		森林施業計画作成支援システム
		山口市中山間傾斜計測システム
		農林土木積算業務システム
		土木積算システム
		積算システム明積
		多面的機能支払交付金制度実施状況報告書作成システム
		都市計画地図情報システム
		屋外広告物管理システム
		道路台帳調書作成システム
		法定外公共物管理システム
		用地管太郎システム
		地籍調査支援システム
		内訳書作成システム
		確認申請プログラム
		建築確認台帳システム
		公共料金システム

12. 行 政 改 革

(1) 第二次山口市行政改革大綱・第二次山口市行政改革大綱推進計画

第二次山口市総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けた「経営方針」として、同総合計画の効果的・効率的な推進を図るため、本市の行政改革の基本的な方向性や考え方等を明らかにした第二次山口市行政改革大綱を平成30年2月に策定しました。また、同大綱における個々の改革の具体的方策を明らかにするため、令和5年3月に第二次山口市行政改革大綱後期推進計画（山口市行政サービス向上推進計画）を策定しました。

計画期間 大綱：平成30年度～令和9年度

前期推進計画：平成30年度～令和4年度

後期推進計画：令和5年度～令和9年度

大綱の基本理念

市民本位の公共サービスの実現

～多様な主体との協働のもと、豊かな暮らしを支える行政経営～

後期推進計画の目指す姿

市民満足度の高い行政サービス提供体制の確立

～市役所全体が市民生活を支えるサービスセンターへ～

基本方針と施策

【基本方針Ⅰ】 多様な主体との協働・連携の推進

施策 1 協働の推進

(1)市民と行政の情報共有

(2)協働推進体制の充実

2 多様な主体との連携の推進

(1)民間活力の積極的活用

(2)多様な主体との連携強化

【基本方針Ⅱ】 満足度の高い行政サービスの提供

施策 1 行政サービスの向上と充実

(1)窓口サービス向上

(2)行政サービス提供体制の充実

2 行政サービスのデジタル化

(1)デジタル技術の利活用推進

(2)誰もが安心して利用できるデジタル環境の整備

【基本方針Ⅲ】 安定した行政サービス提供基盤の確立

- | | |
|----|-----------------|
| 施策 | 1 効果的・効率的な組織体制 |
| | (1)組織体制の強化 |
| | (2)業務執行体制の整備 |
| | 2 働きがいのある職場づくり |
| | (1)人材育成の推進 |
| | (2)働き方の改革 |
| | 3 持続可能な行財政基盤の確立 |
| | (1)行政資源の有効活用 |
| | (2)持続可能な行財政運営 |

13. 防 災

【組 織】

◇山口市防災会議

会長 1名、委員 51名

会長	山口市長	委員	小郡総合支所長	委員	西日本旅客鉄道株式会社
委員	下関地方気象台次長	〃	秋穂総合支所長	〃	広島支社新山口統括駅長
〃	中国四国農政局山口県拠点地方 参事官	〃	阿知須総合支所長	〃	山口合同ガス株式会社山口 支店供給部供給課長
〃	徳山海上保安部長	〃	徳地総合支所長	〃	西日本高速道路株式会社
〃	中国地方整備局 山口河川国道事務所長	〃	阿東総合支所長	〃	中国支社山口高速道路事 務所長
〃	山口県民局長	〃	上下水道局副局長	〃	山口市医師会長
〃	山口農林水産事務所長	〃	防災統括監	〃	吉南医師会長
〃	山口健康福祉センター所長	〃	教育長	〃	防府医師会理事
〃	防府土木建築事務所山口支所長	〃	教育委員会教育部長	〃	国立大学法人山口大学大学 院創成科学研究科准教授
〃	山口警察署長	〃	山口市消防長	〃	公立大学法人山口県立大学 社会福祉学部教授
〃	山口南警察署長	〃	山口市消防団長	〃	陸上自衛隊第17普通科連隊 副連隊長
〃	副市長	〃	N T T 西日本株式会社 山口支店長	〃	山口市社会福祉協議会長
〃	上下水道事業管理者	〃	日本赤十字社山口県支部 事務局長	〃	山口市消防団副団長
〃	総務部長	〃	日本放送協会山口放送局 コンテンツセンター長	〃	山口市自治会連合会長
〃	総合政策部長	〃	中国電力ネットワーク株式 会社山口ネットワークセ ンター所長	〃	山口市連合婦人会長
〃	交流創造部長	〃		〃	山口市 P T A 連合会理事
〃	地域生活部長				
〃	環境部長				
〃	健康福祉部長				
〃	こども未来部長				
〃	商工振興部長				
〃	農林水産部長				
〃	都市整備部長				

◇山口市災害対策本部

本部長（市長）、副本部長（副市長）、防災統括監及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる現地災害対策本部をもって構成する。

【基 本 計 画】

◇山口市地域防災計画 本編・震災対策編・資料編

この計画は、毎年検討を加え、防災に関する諸情勢の変化等が必要が生じたときは、これを補完し、修正するもの。

【情報通信体制】

通信経路を複数確保し、災害時においても情報の収集・伝達がスムーズに行えるよう情報通信体制の整備を図る。

- ◇山口市総合防災情報システム
- ◇山口市防災ポータル
- ◇山口県防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク
- ◇山口市同報系防災行政無線
- ◇山口市デジタル移動無線（I P無線、M C A無線）
- ◇山口市災害対策本部電話番号（083-934-2712）
- ◇災害時優先電話（本庁・各総合支所・各地域交流センター・指定避難所等）
- ◇携帯電話（本庁及び各地域交流センター）
- ◇i F A Xによる災害情報の一斉送信（防災危機管理課F A Xから関係機関へ）
- ◇震度情報ネットワークシステム
- ◇防災業務支援システムサービス（気象情報提供会社と契約）
- ◇ケーブルテレビ緊急情報送出システム
- ◇山口市防災メール
- ◇固定電話P U S Hサービス、聞き直しサービス（固定電話による市民への情報提供）
- ◇エリアメール、緊急速報メール
- ◇緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）
- ◇全国瞬時警報システム（J-アラート）
- ◇山口県総合防災情報システム（Lアラート接続）
- ◇X（旧ツイッター）
- ◇山口市L I N E公式アカウント
- ◇聴覚障がい者へのファクシミリによる防災情報提供

【職員連絡体制】

- ◇職員緊急連絡網（年度版）
- ◇山口市庁内連絡メール
- ◇L o G o チャット

【防災啓発】

- ◇山口市防災ガイドブック
 - 災害危険箇所及び指定避難所等を掲載
- ◇防災講座
- ◇自主防災組織育成
 - 地域防災活動促進事業
 - 自主防災組織助成事業
- ◇山口市ウェブサイトにおける防災啓発
 - 防災の心得、災害危険箇所及び指定避難所等を掲載

【応援協定】

大規模な災害が発生した場合、本市のみでは十分な対応ができないことが予想される。このため、円滑な災害応急対策を講ずるため、あらかじめ他の市町村等と災害時の応援協定を締結している。

【避難場所に関する協定】

- ・避難場所の利用に関する覚書（山口大学）
- ・避難場所の利用に関する覚書（山口県立西京高等学校）
- ・避難場所の利用に関する覚書（山口学芸大学）
- ・避難場所の利用に関する覚書（山口県立山口農業高等学校）
- ・避難場所の利用に関する覚書（山口県鴻城高等学校）
- ・避難場所の利用に関する覚書（十種ヶ峰青少年自然の家）
- ・避難場所の利用に関する覚書（山口県立山口中央高等学校）
- ・避難場所の利用に関する覚書（公立大学法人山口県立大学）
- ・山口市と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立山口徳地青少年自然の家との連携・協力に関する協定書
- ・避難場所の利用に関する覚書（山口刑務所）
- ・災害時等における相互協力に関する協定（身体障害者療護施設 なでしこ園）
- ・災害時等における相互協力に関する協定（社会福祉法人青藍会）
- ・災害時等における相互協力に関する協定（社会福祉法人ふしの学園）
- ・災害時における相互協力に関する協定（社会福祉法人山口市社会福祉協議会）
- ・災害時における道の駅施設使用に関する協定書（国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所）
- ・避難場所の利用に関する覚書（学校法人日下学園西円寺幼稚園）

【食糧物資に関する協定】

- ・緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コーポやまぐち）
- ・防災協力協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- ・山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）
- ・災害時における支援協力に関する協定書（セツカートン株式会社）
- ・災害時における支援協力に関する協定書（株式会社マダ）
- ・災害時における支援協力に関する協定書（株式会社伊藤園）
- ・災害時における物資供給に関する協定書（N P O 法人コメリ災害対策センター）
- ・災害時における物資の供給に関する協定書（山口県 L P ガス協会 山口支部、吉敷支部、防府徳地支部）
- ・災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社ジュンテンドー）
- ・災害時における物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社グッディ）
- ・災害時における物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社ミスターマックス・ホールディングス）
- ・山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定（株式会社伊藤園）
- ・山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定（株式会社キリンビバックス 山口支店）

【郵便局との協定】

- ・災害時における相互協力に関する覚書（郵便事業株式会社 山口支店）

【その他の応援協定】

- ・山口県内広域消防相互応援協定書
- ・中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書
- ・県道山口宇部線における消防相互応援協定書
- ・中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
- ・雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定
- ・山口県消防防災ヘリコプター応援協定
- ・山口県及び市町相互間の災害時応援協定書
- ・瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- ・災害時における相互応援に関する協定書（福島市）
- ・災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
- ・臨時ヘリポート看板設置に関する覚書（三田工業株式会社）
- ・ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（三田工業株式会社）
- ・ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（山口秋穂園）
- ・ヘリコプター臨時離着陸場看板設置に関する覚書（山口秋穂園）
- ・ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（小鯖16区自治会）
- ・ヘリコプター臨時離着陸場看板設置に関する覚書（小鯖16区自治会）
- ・ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（山口南警察署）
- ・特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 山口支店）
- ・海拔表示板の電柱への取付に関する覚書（西日本電信電話株式会社 山口支店）
- ・災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書（山口市し尿収集許可業者）
- ・災害時における行政書士業務支援活動に関する協定書（山口県行政書士会）
- ・災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成市）
- ・災害時におけるレンタル重機等の供給に関する協定書（株式会社キロク）
- ・災害時における重機等による消防活動の協力に関する協定書（有限会社阿武組）
- ・災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- ・災害時における相互応援に関する協定書（山口市介護サービス提供事業者連絡協議会）
- ・災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書（山口県産業ドローン協会）
- ・災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社山口ネットワークセンター）
- ・一般廃棄物（可燃ごみ）処理に係る相互支援協定書（萩・長門清掃一部事務組合管理者）
- ・災害時における消防活動用重機の搬送に関する協定書（株式会社キロク）
- ・災害時における施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）
- ・損害調査結果の提供及び利用に関する協定書（三井住友海上火災保険株式会社）
- ・地方創生に関する包括連携協定に伴う広域水災発生時の共同取組に関する覚書（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）
- ・災害時等における物資輸送等に関する協定書（福山通運株式会社 山口支店）
- ・樅野川水系仁保川殿河内地域水位監視カメラ映像の提供に関する協定書（株式会社中電工 山口統括支社）
- ・災害時等における施設利用の協力に関する協定書（株式会社ナフコ）

- ・災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）
- ・災害時における物資供給に関する協定（大東建託株式会社）
- ・災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書（株式会社 石垣 中国支店）
- ・電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携覚書（日産自動車株式会社）
- ・電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定（日産自動車株式会社）
- ・災害時等における施設利用の協力に関する協定書（パナソニック ホールディングス株式会社）
- ・災害時における生活物資の供給等に関する協定書（パナソニック ホールディングス株式会社）
- ・災害時等における施設利用の協力に関する取り決め（株式会社ファーストリテイリング）
- ・災害時等における物資の調達及び供給に関する取り決め（株式会社ファーストリテイリング）
- ・災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書（山口グルメケータリング協同組合）
- ・山口市と株式会社ポーラとの包括連携協定（株式会社ポーラ）
- ・災害時における避難所等の安全確保に関する協定（綜合警備保障株式会社）
- ・洪水関連標識の維持管理等に関する覚書（国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所）
- ・災害時における支援協力に関する協定書（山口県土地家屋調査士会）

